

■徳島県と（一社）徳島県建築士事務所協会 意見交換会議議題 （事務所協会提出分）

① 設計事務所のランク付けについて

[松村 会長]

以前の事務所登録を抹消され、新たに事務所登録を行った事務所が、以前同様の県発注ランクに位置づけられているように見受けられますが、ランク付けの考え方をお示し頂きたい。（営業年数・売上高を以前より引き継いでいるようですが、リセットされるべきではないでしょうか。）

【営繕課・回答】

○営繕課では、

- ・建設管理課へ徳島県一般競争入札（指名競争入札）参加資格業者名簿（県内測量・建設コンサルタント等業者）（以下「業者名簿」という。）に、前年度から継続して登載されていること及び前年度までに営繕課へ入札参加（指名）要望書を提出し受理されていること
- ・２年間以上継続して登載されていた個人が、法人成りまたは代替わりした場合はこの限りでない
- ・選定対象者であった者が、１年以内の期間、業者名簿に登載されず、再登載された場合もこの限りでない
と定めております。
よって業者名簿に記載されている営業年数・売上高にて判断しております。

② 改修業務における既存の図書について

[上柿 副会長]

改修工事を受託した場合、既存建物の図書をお借りして、必要な部分をコピー若しくはPDFデータ等にして、お借りした図書はお返ししていますが、できれば、既存の図書は営繕課若しくは所管課でPDFデータ化して頂いた方が、データ管理及び整理上良いと思われませんが如何でしょうか。

【営繕課・回答】

- ・ご提案については、本課でも図面をデータ化したいと考えており、図面のPDF化予算を要求しておりますが、予算化されておりません。今後なんらかの形で対応できるよう検討して参ります。

③ メールでのデータ容量について

[上柿 副会長]

書類関係、写真データ、図面データ等、段々と容量が大きくなってきています。メールでのデータのやりとりがほとんどですので、３MB以下に分割するか、ストレージサービスにて担当者へ送信していますが、ストレージサービス利用の場合には、担当者と直接のやりとりがあるため、不在時には出勤されてからの対応となります。

業務の進行上、打合せの前にお送りしておきたいデータがありますので、ストレージサービスを利用しなくてもメールでお送りできるように、３MBと言わず、もう少しメールの限度容量を増やして頂ければと思いますが、如何でしょうか。

【営繕課・回答】

- ・メールの件については、県のサーバーの都合上５Mまでとなっておりますのでご了承ください。

④ 工事数量が少量の場合の金額算定について

[上柿 副会長]

営繕課発注の委託業務の説明会の開催、最近はコロナ禍なので資料提示のみとはなっていますが、ありがとうございます。参考になりますので、今後とも引き続きよろしくお願い致します。

その中で、工事数量が僅少若しくは少量の場合の金額の算出例がありますが、これは営繕課発注以外の業務、例えば、住宅課、教育委員会、県警等の徳島県関係の業務についても共通の考え方でよろしいか。また、市町村の業務の場合に、説明会資料を参考として市町村に提示するなど、使用させていただいてよろしいでしょうか。

【営繕課・回答】

- ・同じで構いません。また、市町村の業務におかれましても、県の扱いについては、提示していただいて構いません。

⑤ 定期調査の業務費用算定方法について

[宮本 業務・技術委員長]

当協会では、新築物件と同様に、定期調査についても業務費用算定ソフトを策定しようと考えております。(既に数県では策定されております。)

国土交通省等で参考にできる資料があれば、ご教示ください。また、予定価格決定の際、根拠となる資料等で公表できるものがあれば、併せてご教示ください。

【営繕課・回答】

- ・以前は営繕課にて委託料の算定の基準を定めておりましたが、防火扉や外壁タイルなどの、見積もりを徴収しなくてはならない項目等ができたため、算定ができなくなっております。
- また、官庁営繕部でも、定期点検の積算についても公表はしておりません。
- よって、徳島県では、定期点検を行う主管課にて、県内の設計事務所から見積もりを徴収しているかと思われますが、実情は把握できておりません。

⑥ 「開設者・管理建築士のための講習会」の受講義務化について

[松村 会長]

知事指定の標記講習会は、現在は受講について推奨されてはいるものの義務化されていないため、せっかく開いても受講が増えない状況が続いています。これについて、事務所登録時・更新時に、受講を義務化するのは目的にかなった有効な方法と考えますが、如何でしょうか。

【建築指導室・回答】

- ・現在は、当講習会について平成27年度から知事指定とさせていただいておりますが、事務所開設者及び管理建築士に対する講習会の受講義務化については、法に基づく根拠法令がないため、難しいと考えております。
- 今後県としては、受講者アップにつながるよう支援していきたいと考えております。

⑦ 省エネ法「説明義務」の周知について

[宮本 業務・技術委員長]

今年4月から省エネ法が改正され、300m²以下の建物にも「説明義務」が課されていますが、説明が必要ということが十分周知されていないように感じております。改正から5ヶ月が経過しましたが、浸透状況等どのようにお考えでしょうか。

また、周知が不十分とすれば、建築確認申請時に問いかける等の対応が有効ではないかと考えますが、如何でしょうか。

【建築指導室、住宅課・回答】

- ・ 県では、ＨＰに「説明義務制度」の掲載及びポスター掲示による周知を行っており、引き続き一層の周知が必要と考えております。
 今後はリーフレットを確認済証に添付し、返却時には建築士や建築主に対し説明するとともに、とくしま建築住宅センターに対しても同様に、対応していただけるよう依頼したいと考えております。